

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成29年3月28日(火) 16:15~17:13(58分間)

(開催場所)

帯広開発建設部2階 第1会議室

(出席者)

当局側(帯広開発建設部)

河畑 俊明(帯広開発建設部長)、高原 直城(帯広開発建設部次長)、

神山 孝治(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合帯広支部)

武田 敦(執行委員長)、村上 敏博(書記長)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部職員の健康管理について
- 3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について
- 4 当部職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた4点について回答(別紙のとおり)。

(要旨)

【議題1: 当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 今年度の超過勤務の状況と超過勤務縮減に向けた当局の考えを聞きたい。

(当局) 平成29年2月までの平均超過勤務時間及び月60時間を超える長時間超過勤務者数については、昨年8月に発生した台風・大雨による災害対応により、前年同時期と比べて増加している。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては超過勤務が避けられない場合がある。

昨年の一連の災害対応は、まさに超過勤務が避けられない状況であったが、当局としては、職員の健康状態に十分注意を払うよう管理者を指導してきたところである。

(職員団体) 昨年の災害対応により超過勤務が増加したとのことだが、今後、同様の災害対応を行ったとしても、超過勤務が縮減されるような対策が当局にあるのか聞きたい。

(当局) 当局としては、できる限り超過勤務が少なくなるよう、また、特定の職員に業務が集中することのないよう、業務配分の見直しや、計画的な業務処理及び平準化、業務の手戻り防止等の措置を講ずるよう管理者を指導しているところである。

今後も災害復旧に向けた業務を行っていく必要があるが、職員の健康管理に留意し、超過勤務の縮減に向けて引き続き取り組んでいく考えである。

【議題2: 当部職員の健康管理について】

(職員団体) メンタル系疾患で休職している職員の円滑な職場復帰支援を求める。

また、復帰した職員が業務量や責任の重さから再発することがないように、復帰後の適切なフォローアップを求める。

(当局) 当局としては、日頃から職員とコミュニケーションの強化を図り、職員の勤務状況及びメンタル面を含めた健康状態の把握に努めているところである。

また、職員の職場復帰に当たっては、本人、家族、職場、医師と連携を図りながら、復帰後の業務への配慮やフォローアップをするなど、適切に対応するよう、管理者を指導しているところである。

(職員団体) メンタル系疾患で休職する職員への対応だけでなく、残された職員へのフォローアップも重要であり、当局の対応を求める。

(当 局) メンタル系疾患患者本人に限らず、他の職員に対するフォローアップも重要であると認識している。
職場の実状に応じて業務の処理方法や業務分担の見直し等の措置を講じていくよう、引き続き管理者を指導していきたい。

(職員団体) 自操運転に関して、災害対応時であっても、運転命令に当たっては職員の健康に配慮を求める。

(当 局) 職員の健康状態に特に留意するなど、職員の安全確保に努めた上で運転命令を行っているところであり、引き続き管理者を指導していきたい。

【議題 3：当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について】

(職員団体) パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメントに代表されるような相手を不快にさせる行動が行われない職場環境の整備を求める。

(当 局) ハラスメントが発生しない良好な職場環境をつくるため、日頃から職員への目配り・気配りを行うとともに、職員とコミュニケーションの強化に努めるよう、引き続き管理者を指導していきたい。

【議題 4：当部職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 育児休業等を取得しようとする職員は、職場に迷惑がかかるのではないかという不安などを抱えている。

職員が安心して制度を活用することができる環境整備を求める。

(当 局) 当局としては、両立支援制度について、職員に対して情報提供を行い、制度を活用しやすい職場環境整備に努めているところであり、引き続き管理者を指導していきたい。

※文責は帯広開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に係る回答メモ

平成29年3月28日

(1) 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

(2) 当部職員の健康管理について

健康管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成29年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や管理者に対するメンタルヘルス教育の充実を図るほか、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、メンタル系疾患の予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。

(3) 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について

ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、勤労意欲を減退させるほか、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を招くなど、職場環境が害される要因となるものであり、その防止に努めていく必要がある。

この防止に当たっては、管理者・職員の双方において、ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、会議等の機会を捉えて周知啓発を図るなどして、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。

(4) 当部職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しているところであり、育児休業をはじめとする各種両立支援制度について、管理者に対し、会議等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識啓発リーフレット等を掲示板へ掲載し周知しているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。